

(非公式訳)

投資委員会布告

第 21/2558 号

件名: ソンクラ県特別経済開発区の対象業種の改定増補

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名: 投資奨励政策および基」、仏暦 2557 年(2014 年)12 月 18 日付投資委員会布告第 4/2557 号、件名: 特別経済開発区における投資奨励政策および仏暦 2558 年(2015 年)4 月 23 日付投資委員会布告第 4/2558 号件名: ソンクラ県特別経済開発区における投資奨励政策に引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は投資奨励対象業種および条件を以下の通り発布する。

第1項 ソンクラ県特別経済開発区の奨励対象業種を以下の通り追加する。

1 類 農業および農産品

業種	条件
1. 4 乾燥植物およびサイロ	
1. 15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造	
1. 21 飼料または飼料の成分の製造	<u>条件</u> 1. 特別経済開発区に立地しなければならない。 2. 2016 年 6 月 30 日までに奨励申請書を提出すること。 <u>恩典</u> 1. 土地代および運転資金を除く投資金額の 100%を上限として法人所得税を 8 年間免除する。 2. 通常の法人所得税率の 50%減税付与しない。 3. その他の恩典は仏暦 2557 年(2014 年)12 月 18 日付投資委員会布告第 4/2557 号の基準に基づき付与する。

2 類 セラミックスおよび基礎金属

業種	条件
2.17 建設資材の製造および公共施設用鉄筋コンクリート(屋根瓦およびフロアタイルまたは壁タイルの製造を除く)	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別経済開発区に立地しなければならない。</li> <li>2. 2016年6月30日までに奨励申請書を提出すること。</li> </ol> <p><u>恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限として法人所得税を8年間免除する。</li> <li>2. 通常の法人所得税率の50%減税付与しない。</li> <li>3. その他の恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号の基準に基づき付与する。</li> </ol>

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件
4.14 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)	

6 類 化学工業、紙およびプラスチック

業種	条件
6.14.2 一般の印刷	
6.15 石鹸、シャンプーなど(化粧品を除く)パーソナルケア製品の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別経済開発区に立地しなければならない。</li> <li>2. 2016年6月30日までに奨励申請書を提出すること。</li> </ol> <p><u>恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限として法人所得税を8年間免除する。</li> <li>2. 通常の法人所得税率の50%減税付与しない。</li> <li>3. その他の恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号の基準に基づき付与する。</li> </ol>

業種	条件
6.16 プラスチックパッケージなど消費財のためのプラスチック製品の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別経済開発区に立地しなければならない。</li> <li>2. 2016年6月30日までに奨励申請書を提出すること。</li> </ol> <p><u>恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限として法人所得税を8年間免除する。</li> <li>2. 通常の法人所得税率の50%減免しない。</li> <li>3. その他の恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号の基準に基づき付与する。</li> </ol>
6.17 紙箱などパルプもしくは紙からの製品の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別経済開発区に立地しなければならない。</li> <li>2. 2016年6月30日までに奨励申請書を提出すること。</li> </ol> <p><u>恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限として法人所得税を8年間免除する。</li> <li>2. 通常の法人所得税率の50%減税付与しない。</li> <li>3. その他の恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号の基準に基づき付与する。</li> </ol>

7 類 サービス、公共事業

業種	条件
7.24 工場および/または倉庫用の建物開発	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別経済開発区に立地しなければならない。</li> <li>2. 2016年6月30日までに奨励申請書を提出すること。</li> </ol>

業種	条件
	<p><u>恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限として法人所得税を8年間免除する。</li><li>2. 通常の法人所得税率の50%減税付与しない。</li><li>3. その他の恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号の基準に基づき付与する。</li></ol>

第2項 恩典は仏暦2557年(2014年)12月18日付投資委員会布告第4/2557号、件名:特別経済開発区における投資奨励政策に基づき付与する。

第3項 2017年12月30日までに奨励申請書を提出すること。

仏暦2558年(2015年)11月16日より有効とする。

発布日: 仏暦2558年(2015年)12月15日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)  
投資委員会委員長